

[事案 2022-247] 三大疾病一時金支払請求

・令和5年8月3日 裁定終了

<事案の概要>

約款所定の支払事由に該当しないことを理由に、三大疾病一時金が支払われなかったことを不服として、三大疾病一時金の支払いを求めて申立てのあったもの。

<申立人の主張>

急性心筋梗塞で入院したため、平成29年6月に契約した医療保険にもとづき三大疾病一時金を請求したところ、約款所定の急性心筋梗塞または再発性心筋梗塞に該当しないとして、支払われなかった。しかし、以下の理由により、三大疾病一時金を支払ってほしい。

- (1)入院前に、保険会社に三大疾病一時金の支払対象であることを確認している。
- (2)前回入院の退院時に主治医から、「1年後くらいに急性心筋梗塞の経過を確認したいので入院して下さい」との指示が出ており、あくまで今回は、1年前に急性心筋梗塞になった後の経過を確認するための治療の入院である。
- (3)約款では、三大疾病一時金の支払事由に該当した日から起算して1年を経過した日の翌日以降に急性心筋梗塞の治療を目的とする入院を開始したときに支払うと記載されているが、急性心筋梗塞は30日以上経過すると、陳旧性心筋梗塞になるので、必ず対象外になる。

<保険会社の主張>

以下等の理由により、申立人の請求に応じることはできない。

- (1)三大疾病一時金の支払いから1年以上経過しているため、今回も急性心筋梗塞ならば一時金の支払いとなり得ると案内したにすぎず、支払いを確約したものではない。
- (2)約款によれば、重度三疾病のひとつである急性心筋梗塞は虚血性心疾患のうち急性心筋梗塞および再発性心筋梗塞が挙げられ、ICD-10における基本分類コードはそれぞれ「I21」と「I22」となっている。本請求の陳旧性心筋梗塞の分類コードは「I25」であり、急性心筋梗塞や再発性心筋梗塞とは異なった分類コードであるから、重度三疾病の対象外となり、一時金の支給対象にはなりえない。
- (3)特約上、重度三疾病として一時金の支払対象となる急性心筋梗塞は、現在または急迫の症状を有する場合に限られていて、少なくとも、フォローのための入院を1年後にしたことだけで繰り返し支払われるものではないことは明らかである。

<裁定の概要>

1. 裁定手続

裁定審査会は、当事者から提出された書面にもとづく審理の他、申立人の加療状況等と和解を相当とする事情の有無を確認するため、申立人に対して事情聴取を行った。また、医学的判断の参考とするため、独自に第三者の専門医の意見を求めた。

2. 裁定結果

上記手続の結果、三大疾病一時金の支払いは認められず、その他保険会社に指摘すべき特段の個別事情も見出せないことから、和解による解決の見込みがないと判断して、手続を終了した。